

令和3年度山梨県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実施計画

令和3年4月20日決定

「山梨県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（平成18年12月策定、令和2年2月変更）」（以下「県処理計画」という。）に基づき、本県にあるポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物の確実かつ適正な処理を推進し、以て中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）北海道PCB処理事業所における処理を円滑に行うため、令和3年度山梨県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実施計画を次のとおり定めるものとする。

1 令和3年度のPCB廃棄物の処理について

令和3年度は、変圧器類・コンデンサー類・PCB油類の処分期間の最終年度であることから、PCB廃棄物の処理について、保管事業者及び使用事業者の理解のもと、計画的かつ効率的に確実な処理を進めるため、次のとおり実施するものとする。

(1) 処理対象PCB廃棄物

北海道PCB廃棄物処理事業において、次のPCB廃棄物を処理する。

変圧器類	PCBを使用した高圧変圧器、低圧変圧器、リアクトル、計器用変成器、放電コイル及び整流器等で3kg以上のもの
コンデンサー類	PCBを使用した高圧コンデンサー、低圧コンデンサー及びサージアブソーバで3kg以上のもの
PCB油類	廃PCB及びPCBを含む廃油
安定器及び汚染物等	PCBを使用した照明器具用安定器、3kg未満の小型電気機器、感圧複写紙、ウェス、汚泥、その他汚染物

※漏れ・しみのある変圧器・コンデンサー（補修困難もの）、寸法規格外コンデンサー、水冷式コンデンサー、保管容器については平成28年度より受入可

※北海道PCB廃棄物処理事業における処理対象物PCB廃棄物の詳細については別紙を参照

(2) 処理対象事業者

① 少量保管事業者

対象：処理対象である変圧器類・コンデンサー類にあつては保有台数の合計が30台未満、安定器及び汚染物等にあつては保有重量が1.5t未満である保管事業者

年間（定期修理期間を除く）を通して安定的に処理を行うものとする。

搬入量、搬入時期については、各少量保管事業者がJESCOと協議のうえ、決定するものとする。

② 多量保管事業者

対象：処理対象である変圧器類・コンデンサー類にあっては保有台数の合計が30台以上、安定器及び汚染物等にあっては保有重量が1.5t以上である保管事業者

年間（定期修理期間を除く）を通して安定的に処理を行うものとする。

搬入量、搬入時期については、各多量保管事業者がJESCOと協議のうえ、決定するものとする。

(3) PCB廃棄物の収集運搬

PCB廃棄物の確実かつ適正な処理については、「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（平成23年8月環境省改定）」を基本とし、「北海道PCB廃棄物処理事業におけるPCB廃棄物の搬入者等に対する指導等の方針」を踏まえ、処理施設への安全かつ計画的な搬入を確保するものとする。

安全かつ計画的な搬入の確保のために収集運搬業者は、あらかじめ運搬経路を示した計画書を所定の様式により山梨県へ報告を行うこと、またPCB廃棄物を運搬するときは、漏れ防止型金属容器を用いることとする。

※1 漏れ・しみのある変圧器・コンデンサー（補修困難なもの）は保管容器で密閉状態とし、液漏れ機器用漏れ防止型金属容器で搬入。

※2 保管容器は漏れ防止型運搬容器に収納し搬入。（漏れ防止型運搬トレイでの搬入は不可）

また、輸送ルート及び緊急時連絡体制については、次のとおり対応するものとする。

①車両による輸送

運搬ルートは輸送の安全を考慮し、原則として自動車専用道路及び国道等の幹線道路を使用するものとする。

②鉄道による輸送

本県内においては、PCB廃棄物取扱駅がないため、南松本駅（長野県松本市出川町）を利用することを前提とする。この場合、当該施設において、漏れ防止型金属容器ごとJRコンテナへ積み替えた後、南松本駅へトラック輸送することとする。

③船舶による輸送

PCB廃棄物を船舶輸送する場合の輸送ルートは青森－函館間を前提とし、「危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年旧運輸省（現国土交通省）制定）」に基づく基準に従うこととする。

④緊急時の体制

収集運搬中の事故など緊急時における関係者への連絡、対応については、「北海道PCB廃棄物処理事業の収集・運搬中における緊急時の体制（平成29年11月変更）」により行うものとする。

- i 収集運搬従事者は、事故等の発生現場を管轄する消防、警察及び自社の安全管理責任者に速やかに通報すること。
- ii 通報を受けた安全管理責任者は、収集運搬業許可申請時に添付した緊急連絡網に基づき、山梨県、保管事業者、J E S C Oの関係者に連絡すること。
- iii 通報を受けた山梨県は、関係する行政機関に連絡すること。
- iv 山梨県内で事故等が発生した場合、山梨県は、情報収集を行い、生活環境保全上の支障並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める処理基準への適合の状況について確認し、必要に応じて現地において対応する。

(4) 適正処理のための方策

- ・北海道P C B廃棄物処理事業対象P C B廃棄物について、J E S C OへP C B廃棄物を登録していない保管事業者に対して、速やかに登録して処理を行うよう指導等を行う。
- ・県内における未届のP C B廃棄物及びP C B使用製品について把握するため、電気保安関係等の事業者と協力して調査等を行い、未処理事業者一覧表を作成し掲載されている事業者に対して委託処理を速やかに行うよう必要な指導等を行う。

(5) その他

P C B廃棄物の処理に当たって必要な事項等については、北海道並びに青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県で設置する北海道P C B廃棄物処理事業に係る広域協議会（以下「広域協議会」という。）において協議、調整して定めるものとする。

2 令和4年度のP C B廃棄物の処理について

令和4年度の処理予定量及び搬入期間については、今後のJ E S C O北海道P C B廃棄物事業の稼働状況、広域協議会での協議、調整を経て決定するものとする。

別紙

北海道PCB廃棄物処理事業における処理対象PCB廃棄物

PCB特措法の届出に用いる廃棄物の種類		JESCOシステム廃棄物種類名 (※1)	処理可能なPCB廃棄物			処理可能なPCB安定器及び汚染物等	対象外 (※3)	
従来様式の種類	現行様式の種類		変圧器類 (※2)	コンデンサー類 (※2)	PCB油類等			
高圧変圧器	高圧変圧器	高圧変圧器	○					
	ネオン変圧器	高圧変圧器(小型)				○		
低圧変圧器	低圧変圧器	低圧変圧器	○					
	継電器用変圧器	低圧変圧器(小型)				○		
	電圧不明変圧器	電圧不明変圧器	○					
		電圧不明変圧器(小型)				○		
柱上変圧器	柱上変圧器	柱上変圧器					○	
		バランサ					○	
高圧コンデンサー	高圧コンデンサー	高圧コンデンサー		○				
		高圧コンデンサー(小型)				○		
低圧コンデンサー	低圧コンデンサー	低圧コンデンサー		○				
		低圧コンデンサー(小型)				○		
	家電製品部品	家電製品部品コンデンサー(小型)				○		
	照明用コンデンサー	照明用コンデンサー(小型)				○		
	小型電気機器	その他の小型機器				○		
	電圧不明コンデンサー	電圧不明コンデンサー		○				
		空気遮断器用分圧コンデンサー		○				
		電圧不明コンデンサー(小型)				○		
安定器	蛍光灯用安定器	蛍光灯用安定器				○		
	ナトリウム灯用安定器	ナトリウム灯用安定器				○		
	水銀灯用安定器	水銀灯用安定器				○		
	安定器	安定器(用途不明)				○		
ポリ塩化ビフェニル	ポリ塩化ビフェニル	PCB(濃度 100%)		○				
ポリ塩化ビフェニルを含む油	柱上変圧器油	柱上変圧器油					○	
	変圧器油	変圧器油(濃度 60%)				○		
	熱媒体PCB油	熱媒体油(濃度 50%)				○		
	コンタミ油	コンタミ油					○	
	PCBを含む油	PCBを含む油	PCB(濃度不明)				○	
			PCBを含む油(高濃度)				○	
			PCBを含む油(低濃度)					○
PCBを含む油(濃度不明)							○	
	詳細不明					○		
PCBを含む塗料	PCBを含む塗料				○			
感圧複写紙	感圧複写紙	感圧複写紙				○		
	その他紙	その他の紙				○		
ウエス	ウエス	ウエス				○		
汚泥	汚泥	汚泥				○		
	砂利	砂利・コンクリート片				○		

PCB特措法の届出に用いる廃棄物の種類		JESCOシステム廃棄物種類名 (※1)	現在処理可能な PCB 廃棄物			処理可能なP CB 安定 器及び 汚染物 等	対象外 (※3)	
従来様式の種類	現行様式の種類		変圧器類 (※2)	コンデ ンサー 類 (※2)	PCB油 類			
その他機器	リアクトル	リアクトル	○					
	放電コイル	放電コイル	○					
	サージアブソーバ	サージアブソーバ		○				
	計器用変成器	計器用変圧変流器	計器用変圧変流器	○				
		計器用変圧器	計器用変圧器	○				
		変流器	変流器	○				
		その他の計器用変成器	その他の計器用変成器	○				
	遮断器	遮断器	○					
	開閉器	開閉器	○					
	継電器	継電器(小型)				○		
	整流器	整流器	○					
	微量PCB混入電気機器	微量PCB混入電気機器(種類不明)					○	
	誘導電圧調整器	誘導電圧調整器	○					
	ラジエーター	ラジエーター	○					
	プッシング	プッシング	○					
	X線装置	X線装置					○	
	その他の電機機器	パルス変調器	パルス変調器	○				
		直流高圧発生器	直流高圧発生器	○				
その他の大型機器		その他の大型機器					○	
キュービクル		キュービクル	○					
その他の電気機器		その他の電気機器					○	
	詳細不明					○		
その他	金属系汚染物	PCBが付着した金属容器				○		
		金属系汚染物				○		
	非金属系汚染物	PCBが付着したプラスチック容器				○		
		PCBが付着したその他の容器				○		
		非金属系汚染物				○		
	PCBを含む廃水	PCBを含む廃水(※2)				○		
	複合汚染物	複合汚染物				○		
	その他汚染物	吸着剤				○		
		PCBを含むシール材				○		
		その他の汚染物				○		
詳細不明					○			

※1：小型のものは除く。小型とは重量3kg未満のもの。

※2：低濃度の物は対象外。受入基準で定める寸法、重量を超える物は別途、相談。

※3：北海道PCB廃棄物処理施設の処理対象外。